

第6章

その他

保険金・給付金等をお支払いできない場合

以下は保険金・給付金をお支払いできない場合の代表例です。
支払事由・免責事由はご契約内容により異なりますので、「ご契約のしおり一定款・約款」
でご確認ください。

責任開始期前の発病の場合



お支払いできない場合

責任開始期前より治療を受けていた
「椎間板ヘルニア」が契約後に悪化し入院したとき

解説 責任開始期前の病気やケガを原因とする入院の
場合、お支払いできません。



お支払いできる場合

責任開始期以後に発病した
「椎間板ヘルニア」により入院したとき

解説 責任開始期以後の病気やケガを原因とする治療
の場合、お支払いします。



告知義務違反があった場合



お支払いできない場合

契約前の「慢性C型肝炎」での通院について、
告知書で正しく告知せずに加入し、契約の
1年後に「慢性C型肝炎」を原因とする
「肝がん」で亡くなったとき

解説 故意または重大な過失によって事実を告知しな
かった場合や、事実と異なる内容を告知したとき
は、お支払いできません。



お支払いできる場合

契約前の「慢性C型肝炎」での通院について、
告知書で正しく告知せずに加入したが、契約の
1年後に「慢性C型肝炎」とは因果関係のない
「交通事故」で亡くなったとき

解説 告知義務違反の対象となった事実と請求原因と
の間に因果関係が認められない場合は、お支払
いできる可能性があります。

※お申込みに際し、そのときの被保険者の健康状態等について正確に告知いただく必要があります。

免責事由に該当する場合

- 責任開始日から2年以内に被保険者が自殺したとき
- 契約者または死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき
- 被保険者の薬物依存、泥酔、犯罪行為、精神障害等で事故を起こし、入院した場合または約款に定める障害状態となったとき

災害死亡保険金



お支払いできない場合

- ・被保険者の重大な過失
被保険者が、危険であることを認識できる
状況で高速道路を逆走して対向車と衝突し、
亡くなったとき
- ・泥酔状態を原因とする事故
泥酔して道路上で寝込んでいるところを車
にはねられ亡くなったとき



お支払いできる場合

- ・被保険者の不注意
被保険者が居眠り運転をして路肩に衝突し、
亡くなったとき
- ・軽度の酒酔い状態での事故
酒に酔っていたが、横断歩道を通常歩
行して、走行してきた車にはねられ亡
くなったとき

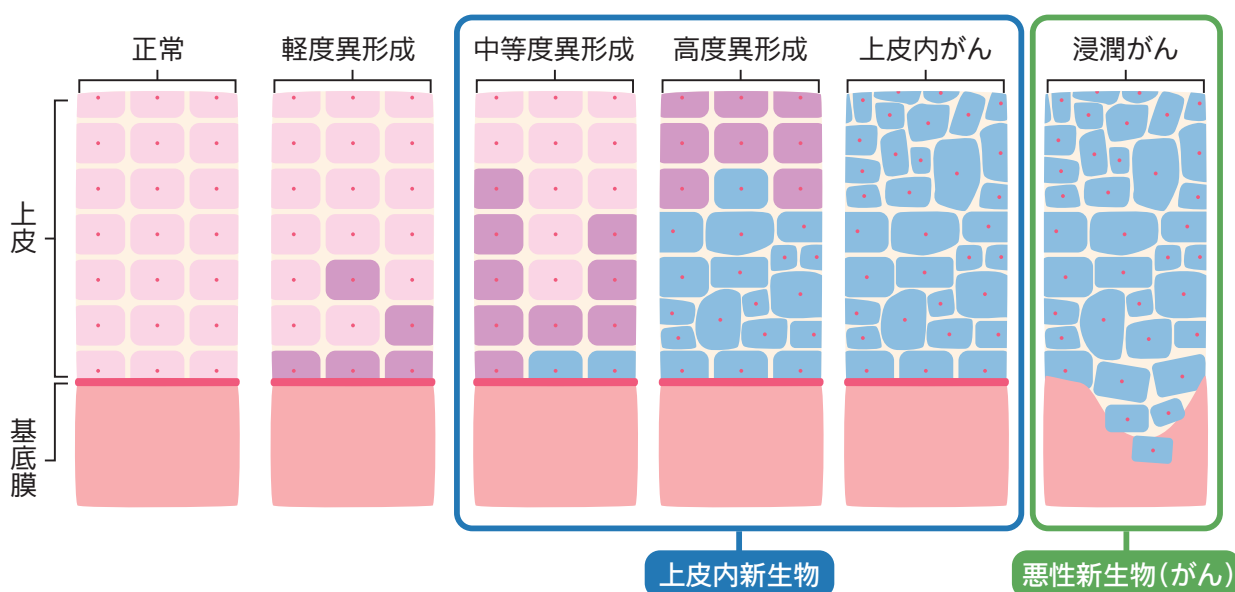
災害死亡保険金の免責事由に該当する場合でも、死亡保険金の免責事由に該当しないときは、死亡保険金をお支払いします。

悪性新生物(がん)と上皮内新生物

|| 上皮内新生物とは? ||

腫瘍が上皮内に留まり「基底膜」まで浸潤していない状態のことで、子宮頸部の上皮内がん、非浸潤がん、大腸の粘膜内がんなど、病変が上皮内に限定しているものをいいます。

「上皮内新生物等」とは、上皮内新生物および皮膚がん(悪性黒色腫を除く)をいいます。なお、子宮頸部、膣部、外陰部、肛門部の「高度異形成」「中等度異形成」も「上皮内新生物等」に含みます。



|| がん診断治療特約・保険料払込免除特約〈保険料相当額給付金付〉における悪性新生物(がん)・上皮内新生物等の保障範囲 ||

	がん診断治療特約	保険料払込免除特約 〈保険料相当額給付金付〉	
	がん診断治療給付金	保険料の払込免除	保険料相当額給付金
悪性新生物(がん)	○	○	—
上皮内新生物等	○	—	○

主な特約における対象となる疾病の種類

特定の疾病で入院や治療等をされたときは、ご契約に付加されている各特約からも入院や治療等に関する給付金をお支払いします。

実際の取扱いに関しては、契約内容・約款を必ずご確認ください。

特約の種類	疾病の種類	病名の例
生活習慣病入院特約	悪性新生物(がん) 上皮内新生物等	胃がん、大腸がん、乳がん、白血病、皮膚がん、 上皮内がん、子宮頸部高度異形成
	糖尿病	糖尿病
	心疾患	狭心症、心筋梗塞、心不全
	高血圧性疾患	高血圧症
	脳血管疾患	くも膜下出血、脳梗塞、脳出血
	肝疾患	肝炎、肝硬変
	腎疾患	腎炎、腎不全
	脾疾患	脾炎、脾のう胞
女性疾病入院特約	悪性新生物(がん) 上皮内新生物等	胃がん、大腸がん、乳がん、白血病、皮膚がん、 上皮内がん、子宮頸部高度異形成
	その他の新生物	子宮筋腫、卵巣の良性腫瘍
	甲状腺の障害および その他の内分泌腺の疾患	甲状腺炎、クッシング症候群、バセドウ病
	血液および造血器の疾患	鉄欠乏性貧血、紫斑病
	生殖系の疾患	乳腺炎、子宮腺筋症、子宮頸管ポリープ
	妊娠、分娩および 産褥の合併症	切迫流産、妊娠悪阻、帝王切開
	筋骨格系および 結合組織の疾患	関節リウマチ、全身性エリテマトーデス

セコム損保のガン保険「自由診療保険メディコムプラス」を セットでご加入の場合

ガンと診断されたら

治療を始める前に、すぐにセコム損保のメディコム・ナースコールセンターにお電話ください。

(メディコム・ナースコールセンターの連絡先は、**保険証券**に記載しております。)

Q なぜ治療開始前に連絡が必要なのですか？

A 自由(自費)診療としての補償は、セコム損保の協定病院等での治療に限られます。自由診療にも対応する病院をご案内しますので、治療開始前に必ずご連絡ください。

Q 待機期間とは何ですか？

A 保険期間の初日からその日を含めて90日間のことです。この期間中にガンと診断確定された場合、ご契約は無効となり、保険金はお支払いできません。もし待機期間中にガンと診断された場合も、必ずご連絡ください。



【ご注意】

当社の医療保険等に定める悪性新生物(がん)とは、対象が異なる場合があります。

個人情報の取扱いについて

当社は、保険契約のお申込みや各種ご請求にともなって取得したお客さまの個人情報を次のとおりに取り扱います。

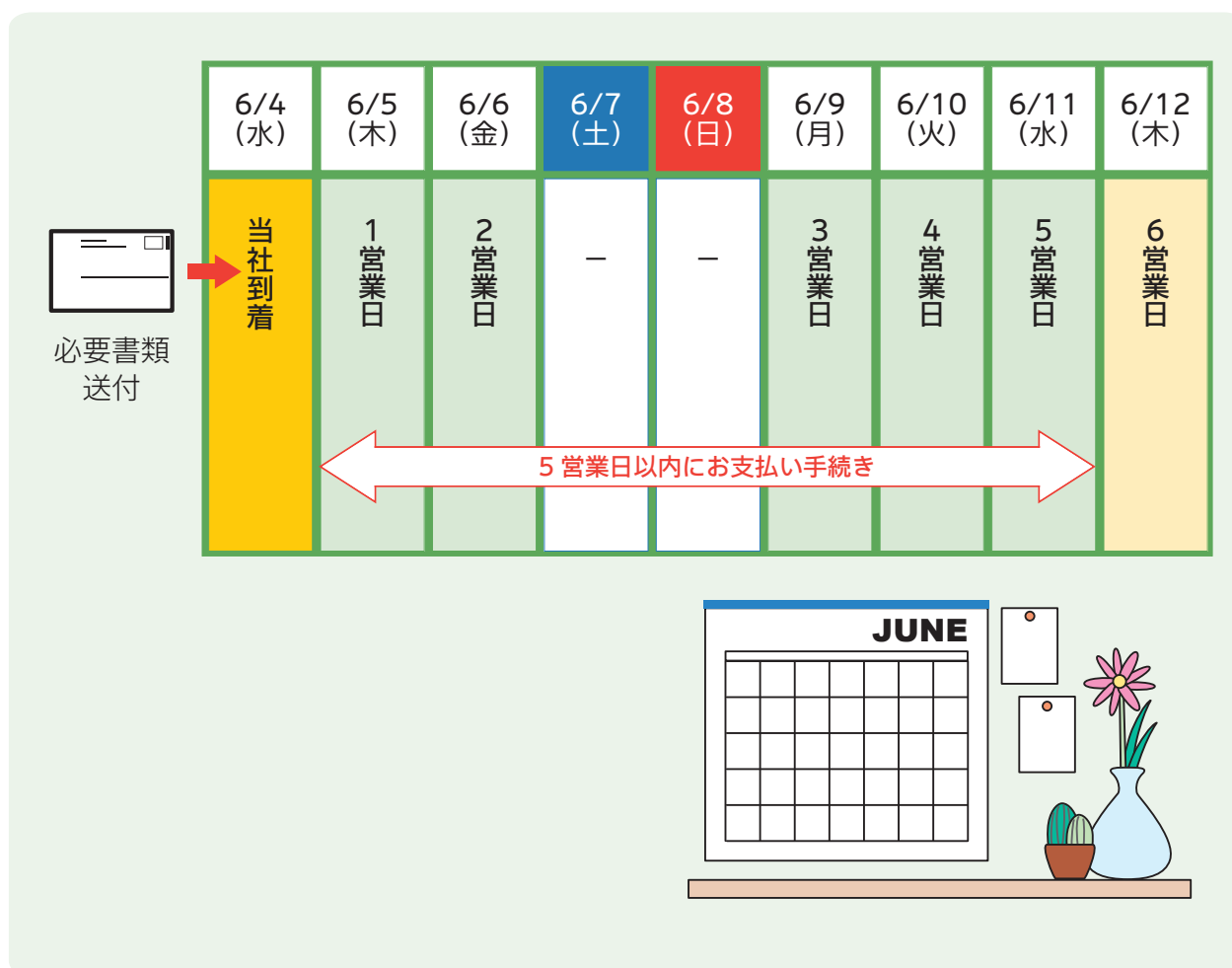
- ① 各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金などのお支払い
- ② 関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- ③ 当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- ④ その他保険に関連・付随する業務

お支払いまでのスケジュール

1 お支払いまでのスケジュール

必要書類が当社に到着した日の翌営業日から、5営業日以内にご指定の口座に送金します。
当社が送金した翌営業日に、お客様の口座に着金します。

スケジュール例



ご指定の口座への送金(お客様の口座への着金)が5営業日を超える場合、
所定の利息をつけて送金します。

当社から送付する「お支払いのご案内」にてお支払内容をご確認ください。



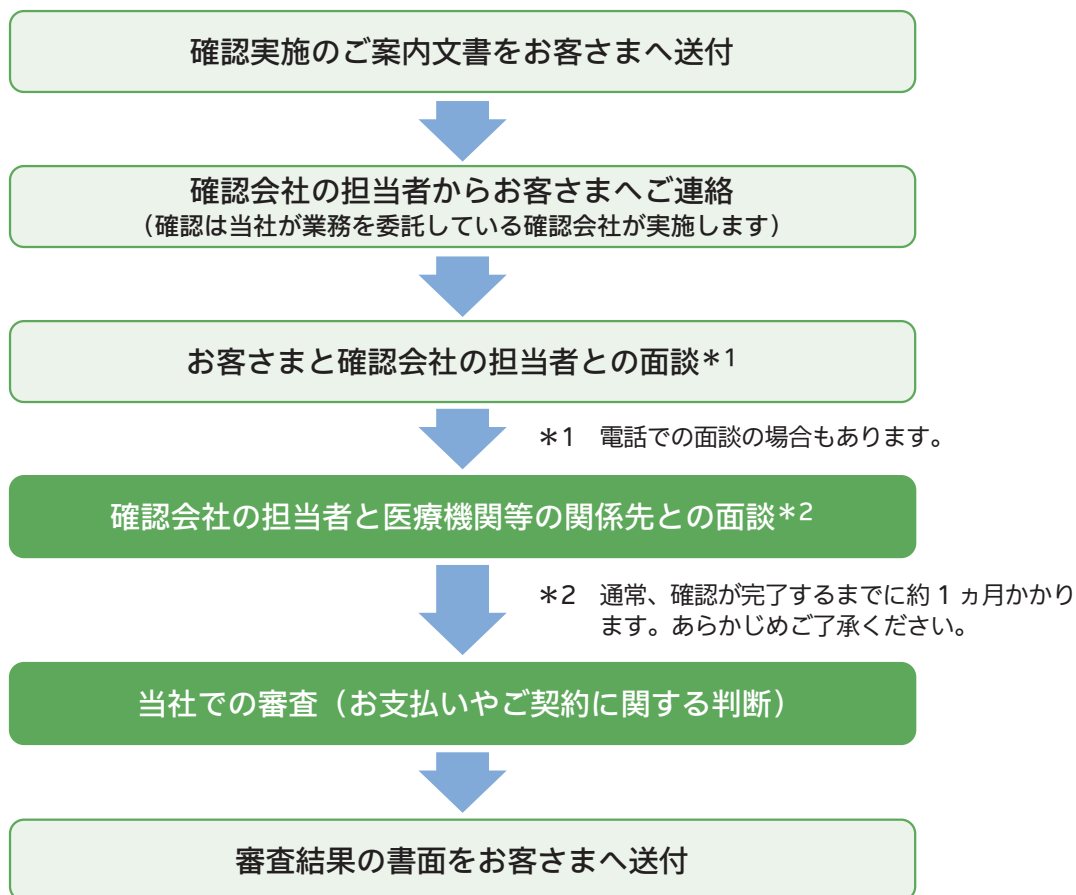
【ご注意】

書類の不足、記入漏れ等がある場合、当社からご連絡します。
この場合、必要な書類や情報がすべて揃った日の翌営業日から、5営業日以内にご指定の口座に送金します。

② 事実関係の確認について

ご提出いただいた書類の内容だけではお支払いの判断ができない場合、医療機関やご自宅への訪問による確認をさせていただく場合があります。

|| 確認の一般的な流れ ||



|| 確認・照会・調査が必要な場合のお支払期限について ||

(1) つぎの場合は、必要書類が当社に到着した日の翌日から起算して45日以内に送金します。

- 支払事由の有無を確認する必要がある場合
- 免責事由に該当する可能性がある場合
- 告知義務違反に該当する可能性がある場合
- 重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合 など

(2) 上記(1)の確認を行うために特別な照会や調査が必要なつぎの場合は、必要書類が当社に到着した日の翌日から起算して180日以内に送金します。

- 弁護士法にもとづく照会その他法令にもとづく照会が必要な場合 など

お支払期限を超えた場合、所定の利息をつけて送金します。